

●香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年9月13日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 綾 田 福 雄
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金返納金について、平成18年度の未収金にもかかわらず督促状を発行していなかった。（西讃保健福祉事務所）</p> <p>(イ) 老人・障害者居室等整備資金の貸付けについて、催告書を送付していないなど約2年間債権管理事務が適切に行われていなかった。（健康福祉総務課）</p> <p>(ウ) 理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けについて、免除、返還手続がとられていないなど約5年間管理事務が適切に行われていなかった。（医務国保課）</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 物品について、新たな取引を廃止されている県庁生協から購入しているものがあつた。（障害福祉課）</p> <p>(イ) 納品書等について、年間を通じ、日付が記載されていないとともに、受付印も押印していないものがあつた。また、物品要求部門と物品調達部門の分離を徹底する</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 督促状を送付し、分割納入誓約書の提出があり、計画的な返納を開始した。</p> <p>(イ) 個別事案ごとに、債権額を再確認し、貸付台帳の整理を実施した。今後、現況調査を実施し、臨戸訪問等により償還を勧める。また、債務者の状況により、償還の見込みが無いものについては、償還免除等の方法を検討する。</p> <p>(ウ) 個別事案ごとに、債権額を再確認し、貸付台帳の整理を実施した。</p> <p>未手続者に手続督促を行い、免除、返還手続を進めている。</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 県庁生協からの購入については、課の職員に対し、改めて周知徹底を図つた。</p> <p>(イ) 納品書等に日付が記載されていないことに関しては、当該業者に日付を記載するよう指導した。受付印の押印漏れ（1件）に関しては、今後、注意するよう職</p>

必要がある。(川部みどり園)

ウ 旅費の支給について

(ア) 県内旅費の支給について、支給誤りがあったので、返納させる必要がある。(保健医療大学)

(イ) 県外旅費について、駐車場料金の支給漏れがあるため、追給する必要がある。(精神保健福祉センター)

エ 手当の支給について

通勤手当の加算(高速道路の利用)について、勤務していない日に支給しているものがあったので、返納させる必要がある。(子育て支援課)

オ 委託契約について

(ア) 「結核管理検診及び接触者検診業務」について、接触者検診の健康診断の記録の提出が検診の3か月後と遅いものがあったので、速やかに提出を求める必要がある。(東讚保健福祉事務所)

(イ) 作業環境測定業務の委託について、契約書記載の測定点数が誤っており、履行確認も不十分であった。(食肉衛生検査所)

カ 物品の管理について

(ア) 借入物品である学内情報システム及び学内パソコンについて、

員を指導した。

物品要求部門と物品調達部門の分離に関しては、川部みどり園の物品の調達に係る内規を遵守するよう職員を指導した。

ウ 旅費の支給について

(ア) 指摘された案件については、すでに戻入措置済みである。また、今回の指導を踏まえ、教職員に注意喚起するとともに、事務処理に遺漏なきよう努める。

(イ) 平成23年3月14日付けで支払済みである。

エ 手当の支給について

正しい支給額を給与システムに修正登録して、手当額の減額調整を行った。以後においては、休暇簿と超勤命令簿の確認・突合を徹底している。

オ 委託契約について

(ア) 該当医療機関に対し、検診終了後、速やかに検診結果を提出するよう指導を行い、その後は、指導どおり提出されている。

(イ) 測定点数を変更する変更契約を平成22年9月16日付けで契約済みである。

履行確認については、確認作業は行っていたが、検収の記録が不十分であったもので、指摘後、直ちに、提出された作業環境測定結果報告書に検収者印等を押印済みである。

カ 物品の管理について

(ア) 借入物品出納保管簿には登記を完了させた。また、仕様書に基

	<p>借入品出納保管簿に登記する必要がある。また、各賃貸借契約書添付の仕様書に基づく保守実績報告書の提出を求めていなかった。（保健医療大学）</p> <p>(イ) 指定管理者に対し年度途中で貸し付けた備品5件について、貸付契約を締結する必要があった。（障害福祉課）</p>	<p>づく保守実績報告書については提出させ、措置済みである。</p> <p>(イ) 指定管理者に対する貸付契約については、今後、年度途中においても、貸付契約の変更等所要の措置を講ずることとする。</p>
--	--	---